

記入例

様式第四号（第八条の二十九関係）

措置内容等報告書		年 月 日
堺市長様		
報告者 住所		
氏名		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">                     記載欄が足りない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。                 </div> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）施行規則第8条の29の規定に基づき、次のとおり報告します。		
管理票	交付番号	①：〇〇〇〇〇〇〇〇 ②：××××××××××（計2回交付）
	交付年月日	①：令和〇〇年〇〇月〇〇日 ②：令和〇〇年××月××日
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類	1 特別管理産業廃棄物（ ） ② その他の産業廃棄物（ <b>廃プラスチック、紙くず、木くず</b> ）	
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量	実際の搬入量を記入してください。 ①：15m <sup>3</sup> 、②：10m <sup>3</sup> （計25m <sup>3</sup> ）	
報告書を提出することとなった事由の区分及び②～④に該当する場合にあつては、当該事由が生じた年月日	① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第8条の28に規定する期間内に管理票の写しの送付を受けないとき ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ③ 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき （ 年 月 日） ④ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日） ⑤ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき （ 年 月 日）	
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	〇〇株式会社
	住所	〇〇市××町△△番△△号
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法	従前より委託していたが、〇月〇日以降の委託分についてマニフェストD票（またはE票）が未返却であるため、処分業者〇〇へ連絡したところ破産したことが判明した。	
△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容	【※措置済みでない場合は、具体的な措置計画を必ず記載すること。】 破産管財人と協議した結果、現委託契約を解除し、処分業者〇〇の敷地内にある廃棄物を引取ることと合意。新たな処理業者と委託契約し搬出する。搬出日程は〇月下旬を予定。搬出計画の詳細については、後日、堺市へ連絡する。 なお、搬出までの間、〇〇〇〇など飛散防止措置等を行う。また、搬出時に管財人立会いのもと、搬出量の記録を行う。	

- 備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。
- 2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。
- (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。
- ①の場合 施行規則第8条の28に規定する期間内に管理票の写しを送付しなかった者
  - ②の場合 法第12条の3第3項から第5項まで又は第12条の5第5項の規定に規定する事項が記載されていない管理票の写しを送付した者
  - ③の場合 虚偽の記載のある管理票の写しを送付した者
  - ④の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者
  - ⑤の場合 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知をした者
- 3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(日本産業規格 A列4番)